



国都計第 37号
平成 14年 7月 8日

関東地方整備局長殿

国土交通省都市・地域整備局



都市計画法第 85条の 2等の規定に基づき地方整備局長に
委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 85条の 2等の規定に基づき地方整備局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について次のように定めたので、
通達する。

なお、「都市計画法第 85条の 2等の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について（平成 13年 1月 6日都市・地域整備局長通知）」を廃止する。

記

第 1 関係行政機関との調整手続について

地方整備局長は、次に掲げる場合は、国土交通大臣を経由して、するものとする。

- 一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33年法律第 98号）第 3条の 2第 2項（同法第 4条第 2項において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣の意見を聴くとき。
- 二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39年法律第 145号）第 5条の 2第 2項（同法第 6条第 2項において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣の意見を聴くとき。
- 三 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41年法律第 101号）第 5条第 2項の規定により環境大臣及び経済産業大臣の意見を聴くとき。
- 四 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41年法律第 110号）第 46条第 1項の規定により農林水産大臣及び経済産業大臣に協議するとき。
- 五 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42年法律第 103号）第 6条第 2項の規定により環境大臣の意見を聴くとき。
- 六 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 6条第 3項の規定により経済産業大臣の意見を聴くとき。
- 七 都市計画法第 23条第 2項の規定により経済産業大臣及び環境大臣の意見を聴くとき。
- 八 都市計画法第 23条第 3項の規定により厚生労働大臣の意見を受理するとき。
- 九 都市計画法第 23条第 5項の規定により都市施設の設置又は経営について、免許、許可、認可等の処分をする権限を有する国の行政機関の長に協議するとき。
- 十 新都市基盤整備法（昭和 47年法律第 86号）第 63条の規定により経済産業大臣

第2 事前協議について

地方整備局長は、都市計画法第59条第1項若しくは第2項又は第63条第1項の規定に基づき、国土交通本省が個別に補助金の交付の決定をする都市計画事業の認可をするときは、あらかじめ事業の円滑な執行を図る観点から、国土交通大臣に協議するものとする。

第3 その他

この通達は、平成14年4月1日より効力を有するものとする。